

特定施設を建築する場合は

特定施設整備計画届出書の提出が必要です。

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では、特定施設の新築等（増築、改築、用途変更を含む）をする際に、特定施設整備計画届出書の提出と整備基準の遵守が義務づけられています。

■特定施設とは？

多数の者が利用する施設として規則で定めるものです。

たとえば…

- 病院や診療所
- 老人ホームやデイサービス
- 物品販売店舗
- 飲食店や喫茶店
- 美容院やクリーニング取次店などサービス業を営む店舗
※住宅に併設する場合も同様です。
- 学校
などは規模に関係なく、
- 共同住宅は
床面積2,000㎡以上又は50戸超
- 工場や事務所などは2,000㎡以上
で届出が必要です。

■整備基準とは？

不特定かつ多数の者や主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。

たとえば…

- **アプローチ**
高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。



- **出入口**
建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。



その他階段やエレベーターなどに様々な整備基準があります。

特定施設整備計画届出書の未提出及び整備基準が遵守されていない場合は、条例違反となります。人にやさしい街づくりの推進にご協力をお願いします。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課建築審査係

TEL 052-972-2929・2930 FAX 052-972-4159

HP <http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-10-3-0-0-0-0-0-0.html>



手続きの流れは裏面へ⇒

人にやさしい街づくりの推進に関する条例 手続きの流れ

工事着手の30日前までに提出してください。

